

## 安芸太田町定住促進団地の分譲に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸太田町定住促進団地の分譲に関する条例（平成24年安芸太田町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語の意義は、条例に定めるところによる。

(分譲希望者の公募の方法)

第3条 町長は、条例第4条第1項に規定する分譲希望者の公募に当たっては、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 定住促進団地の名称及び位置
- (2) 募集する区画数
- (3) 区画毎の面積及び分譲価格
- (4) 譲受人となることができる対象者の基準、分譲の方法及び申込期間
- (5) その他必要事項

2 前項の公示は、次に掲げる二つ以上の方法によって行うものとする。

- (1) 自治振興会長を通じて行う周知
- (2) 町役場その他町内の適当な場所における掲示
- (3) 町広報紙への掲載
- (4) 新聞紙への掲載（チラシ折込を含む。）
- (5) 電子媒体を介しての周知
- (6) その他の媒体を介しての周知

(分譲の申込み)

第4条 分譲を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、分譲申込みの期限までに、宅地分譲申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員の表示があるもの。婚約者の場合は、婚約を証する書類）
- (2) 申込者及び同居しようとする者の所得を証明する書類
- (3) 申込者及び同居しようとする者の納税の状況を証する書類
- (4) 申込者が町外居住者の場合は、住民票移転確約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により宅地分譲申込書が提出されたときは、その内容を審査し、宅地分譲申込書の受理・不受理通知書（様式第3号）により、その結果を申込者に通知しなければならない。

3 申込みを行った者が、申込み希望区画の変更又は申込みの撤回を行う場合は、宅地分譲希望区画の変更届（様式第1号の2）又は宅地分譲申込書の撤回届（様式第1号の3）を町長に提出しなければならない。

(公開抽選等の方法)

第5条 公開抽選及び補充選考の方法は、別に定める。

(補充選考)

第6条 条例第7条第3項の規定による補充選考を希望する者は、あらかじめ町長が指定する期日までに補充選考希望届（様式第4号）を提出しなければならない。

2 選考順位は、公開抽選会終了後に抽選して決定する。

(譲受人の決定通知)

第7条 町長は、条例第7条の規定により譲受人を決定したときは、宅地分譲決定通知書(様式第5号)により譲受人に通知するものとする。

(分譲価格)

第8条 条例第8条に規定する分譲価格は、原則として不動産評価により求めた価格を参考に算定した価格とするものとする。

2 町長は若者定住促進の趣旨に沿って、前項で算定した分譲価格を減額することができるものとする。

3 前各項における価格は、安芸太田町定住促進団地分譲委員会の審議を経て、町長が決定するものとする。

(契約の締結)

第9条 譲受人は、分譲宅地譲渡契約書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 印鑑証明書

(2) その他町長が指定する書類

2 分譲宅地譲渡契約等に要する全ての費用は、譲受人の負担とする。

(譲渡代金の納入)

第10条 譲受人は、譲渡代金を町が発行する納入通知書により安芸太田町指定金融機関又は収納代理金融機関に納付しなければならない。

2 譲受人が、期日までに譲渡代金を支払うことができないときは、支払うべき譲渡代金の額に対して、その延滞日数に応じ、年14.6パーセント(当該納入期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

3 譲受人が前項の規定により町に延滞金を支払う場合において、延滞金を支払う期間は、その納入期限の翌日から起算して3月を超えてはならない。

(分譲宅地の引渡し)

第11条 宅地の引渡しに当たって、町長は分譲宅地引渡書(様式第7号)を交付し、譲受人は分譲宅地受領書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

2 譲受人は、分譲宅地の引渡し後は、常に良好に使用管理し、快適な住宅環境の維持に努めなければならない。

3 譲渡する宅地の管理責任は、宅地の引渡しを行った時から譲受人に移るものとし、所有権移転登記が未了であっても、管理上の一切の費用及び災害その他の損害は譲受人の負担とする。

(所有権移転及び買戻特約登記)

第12条 買戻特約登記の期間は、契約締結の日から10年間とする。

2 登録免許税その他登記に要する全ての費用は、譲受人の負担とする。

3 条例第15条第1項の規定により買戻し権を行使した場合における、登録免許税その他登記に要する全ての費用は、譲受人の負担とする。

(違約金)

第13条 条例第16条の違約金は、譲渡代金の10パーセントの金額とする。

2 前項の違約金は、返還すべき譲渡代金からあてることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、定住促進団地の分譲に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。